# Ⅰ 研究報告要旨 (二〇一三年一〇月一二日)

# (1) 第一部会

# ア 抵当権者の 「追及権」 について 抵当権実行制度の再定位のために

東北大学准教授 阿部裕介

当権を捉える「換価権」説などが説かれている。また、新たな本質論を提示することなく、従来本質論からの演繹によって解決されてきた具体的問題 を個別に解決しようとする研究も登場している。 配する権利であるのか、を明らかにしようとする議論である。「価値権」説に対する批判を経て、近時は、物の換価を通じて物を支配する権利として抵 を論じ続けてきた(「抵当本質論」)。抵当本質論とは、所有権が目的物を全面的に支配する権利であるのに対して、抵当権は目的物をいかなる限度で支 従来の日本の抵当法学は、特に抵当権を物の交換価値に対する支配権として捉える我妻栄博士の「価値権」説以来、「抵当権の本質は何か」という点

ものである。そこでは、 権」の体系に属し、抵当権実行制度を通じて物すなわち抵当不動産を何らかの意味で支配することを(少なくとも、 いた、ということができる。それは、抵当権は物の全面的支配権である所有権の一部(「制限物権」または「肢分権」)として、所有権を範型とする「物 もっとも、これらの諸学説は、 抵当権の各種利害関係者に対する諸効力は、物に対する支配に抽象化されているのである。 「抵当権の本質は何か」という問いに対する答えの形こそ様々ではあるものの、実はある共通了解を前提として有 第一義的な)効力とする、という

と解消し、その過程で、 しその後の一九世紀を通じて、 る支配へ抽象化する共通了解の歴史的形成過程とその限界とを明らかにしたい。一九世紀以前のフランス法学説は、抵当権者の「追及権」の内容いか に、各種利害関係者の一人である「抵当不動産の第三取得者」の法的地位をめぐる学説の歴史(学説史)に着目することで、抵当権の効力を物に対す んという形で、抵当不動産の第三取得者に固有の(すなわち、単なる抵当不動産所有者にはない)法的地位をめぐって、長く対立を続けていた。しか 本報告は、抵当本質論の前提にあるこのような抵当法学の共通了解について、再検討を迫ることを目的とするものである。そのために、本報告は特 第三取得者に固有の法的地位を基礎づけていた諸制度が理論的に周辺化されていったのである。 学説は抵当権者の「追及権」を、抵当権が目的不動産に対して直接的に有する効力の、第三取得者に対する「対抗」へ

# 参考文献

三〇巻一号・五~六号 「抵当権者の「追及権」について-(以上、二〇一三年)。 -抵当権実行制度の再定位のために(一)~ (五·未完)」法学協会雑誌一二九巻一一~一二号(以上、二〇一二年)、一

権的な請求権に物権的な効力を付与する制度が存在する。すなわち、 められている。これらの点が、日本法との重要な相違をなし、結果として、ドイツ法を比較対象とすることの困難性を作り出している。 七条により意思主義と対抗要件主義が採用されているとの考え方は、少なくとも一般市民にとっては、にわかに理解し難いものと思われる。 産物権変動論に関して、 この点につき、ドイツ法においては、周知の通り、形式主義が採用され、物権行為の独自性と無因性が承認され、さらに登記には公信力までもが認 しかし、ドイツ法において、 わが国における不動産物権変動の場面に関する判例理論と学説上の通説的見解は、乖離していると評価せざるをえない。また、 本報告の目的は、ドイツにおける仮登記制度を検討の素材として措定した上で、不動産物権変動と登記の関係について考察し、 登記主義の観点から再構成を試みることにある。とりわけ、 物権債権峻別論と形式主義はそこまで貫徹されているのであろうか。実際にはそうではない。ドイツ法においても、 仮登記制度である。 不動産所有権の移転時期を登記時とする解釈論を提示したい。 民法一七六条と一七 わが国における不動

式主義が、修正することの許されない硬直した制度では必ずしもないことを、明らかにしている。この点に、ドイツ法の柔軟性を確認することができ 不動産物権変動システムの問題点を修正する機能を有していると評価することが可能である。このことは、 仮登記制度は、 物権と債権を基本的には明確に峻別しているドイツ法において、きわめて異質な制度として存在しており、 物権債権峻別論を前提とするドイツ法の形 物権債権峻別論に基づく

限り不動産登記制度を利用して公示するべきであるとする思想が、根付いている証左であるといえる。 た制度は仮登記制度であった。つまり、不動産公示制度を利用した手段が用意されたのである。このことは、日本においても、観念的な権利をできる 日本法においても、 ドイツ法におけるのと同様に、本登記を備えていない権利者を保護する必要性が生じてくるが、ここでも、そのために採用され

るに際しても登記主義的な把握を試みることの可能性が開かれていると、 以上のことから、ドイツ法上の形式主義を硬直したものとはとらえず、 日本の判例および学説にも配慮しながら、 評価することができるのである。 日本の不動産物権変動論を検討す

# 参考文献

拙著『不動産公示制度論』(成文堂・二〇一〇年)。

# 土地所有権論の再定位――ドイツ相隣法上の調整請求権の分析から

ゥ

大学准教授 張 洋 介

務が負わされるのかについては議論のあるところであり、 権利濫用にもあたらない土地利用は、 は公法上の規制に反するか、 てである。 る「法令の制限」である都市計画法や建築基準法等が欧米との比較において緩いといわれるわが国の現状において、果たして法令の制限内であればど 認められる。したがって、 論およびその根底にある土地所有権論を検討した上で、 の損害を被った場合に、 土地の利用が不可避的に周辺に影響を与える特質を有している以上、 のような土地利用でも認めてよいのであろうか。この問題が顕著に現れていると思われるのが、 ·隣法上の調整請求権に関する議論である。この相隣法上の調整請求権とは、一定の要件のもと公法上の規制の範囲内の適法な土地利用によって不測 しかも権利の濫用にあたらないような土地利用であれば、 国立景観訴訟最高裁判決は、 土地所有権の権利行使が「法令の制限内であれば自由」とすること自体の妥当性についても検討したい。その際に示唆に富むのがドイツ 以上の問題意識から、 私的所有権の一つであるから民法二〇六条にいう「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、 金銭による適切な調整が認められるものであるが、なぜ法令の制限内で行った適法な権利行使にも関わらず金銭による調整義 土地の利用に関してもそれが法令の制限内であれば適法な権利行使として許容されることになる。 あるいは権利の濫用にあたるような利用である必要があるとしている。結局のところ、 それが周辺の都市景観を害するとしても、 土地所有権の権利行使としての利用が適法ではあるが妥当ではない場合にいかなる解決が可能かについて検討す 景観利益が民法七〇九条の わが国における土地所有権のあり方についての議論の必要性を提示したい。 この問題は土地所有権のあり方に関わるものある。そこで、 周辺の土地所有権に重大な影響を与えるものであっても許容すべきなのであろうか。 「法律上保護される利益」にあたるとしながらも、 公的規制の枠内であれば自由であるという前提自体を考え直すべきではないか。 適法な土地所有権の権利行使とされるのである。 国立景観訴訟を代表とする一連の都市景観紛争におい 公法上の規制の範囲内で行われた それが侵害されたというために これらの調整請求権に関する議 収益及び処分をする権 しかし、 しかし、 土地利用に関す

## 美文南

同「土地所有権論における補償の論理と調整の論理 「ドイツ相隣法における調整と補償 「ドイツ民法第九〇六条 一項二文に基づく調整請求権について BGB九〇六条二項 ドイツにおける相隣法上の調整請求権の分析から 一文の調整請求権と土地所有権との関係 土地所有権論の再考に向けて-法と政治六一巻三号一三七~二〇四頁 (二〇一〇年) 法と政治五九巻四号四 法と政治六二巻三号一二三~一七三頁(二〇一一 一~一〇六頁 (二〇〇九年)、

# 工 代位物に対する優先権の付与 目的物が売却された場合における所有者・ 担保権者の 処

慶應義塾大学准教授 水津 太

郎

物権に物上代位が認められるのに、 をみずから選択したのだから、 代金債権の場合である。判例は個別動産譲渡担保につき事例決定としてこれを認めたが、肯定説に対しては、 代位物に対する優先権をめぐっては、 信託財産の物上代位 (信託一六条)の規律を引き合いに出しつつ、 所有者以上の権利は認められるべきではない、という批判がある。他方で、この批判の前提には、 全面的支配権である所有権になぜ物上代位が認められないのか、との疑問も投げかけられている。 近年、 譲渡担保や所有権留保の物上代位の可否が争われている。とくに問題となっているのは、 所有者の保護に薄い現行法の不備を問題視している。 譲渡担保権者は所有権移転という法形式 制限物権である担保 前記の批判者自 代位物が売却

べきは、別除権についても「代償的 『別除権』」を認める見解が、倒産法学上有力に主張されていることである。 を取り戻すことができる。 第三者に即時取得などされた場合には、 このように従来の議論では、現行法は担保権者に比して、所有者を十分に保護していないとの認識が共有されている。 取戻権者に代償的取戻権 譲渡人に属する反対代金債権は他の債権者との競合に晒されてしまうようにもみえる。 明文はないが、「代償的『第三者異議の訴え』」を解釈上肯定することも考えられる。 (破六四条)を与えている。 所有者は譲渡人に対して不当利得や不法行為に基づく「債権的」請求権を行使するほかない。そうすると、 取戻権者は破産管財人に「反対給付の請求権の移転」(同 けれども、この場合に譲渡人が破産したときには、 さらに、 自己の物を無権限で処分され、 前述の議論との関連で注目す 項 を請求し、独占的にこれ 破

民法学では、担保物権の物上代位(民三〇四条)に関心が集中しており、物上代位一般や代償的取戻権を含めた体系的な考察は十分にはなされていな そうであるなら、同じく代位物に対して「優先権」を付与する制度として、物上代位と代償的取戻権(ないし別除権) 倒産法学では代償的取戻権研究に乏しく、権利の性質や一般実体法との関係のほか、具体的な要件効果についても不明確な点が少なくな の関係が問題となる。

本報告では、二つの 「代位」 の構造と評価を、 隣接諸制度との関係を視野に入れつつ分析検討し、 代位物をめぐる担保物権、 所 有権移転型担 所

# 参考文献

有権の処遇の問題を捉え直すことを試みる。

〇七年)、 行予定]。 拙稿 「ドイツ法における物上代位の理論的基礎 同 「代償的取戻権の意義と代位の法理 責任法的代位の構造と評価 5 (四・完)」法学研究 (慶應義塾大学) 法学研究 (慶應義塾大学) 八六巻八号〔または八、 八〇巻三号二一 頁、 四号四五頁、 五号二五頁、 九号〕(二〇一三年)〔刊 六号三三頁(二〇

のみならず、 束に関する理論的考察が試みられるなかで、 よび共用部分の共有に関する民法法理だけでは区分所有法理を説明することができないことは明らかである。そして、 今日の区分所有法制の下で、区分所有権が専有部分に対する単独所有を中核として構成されるとの理解に根本的な変更はないが、 区分所有権が団体の構成員たる地位をも要素とする複合的な財産権であるとの見解も見られる。 分割請求の排除や密接な居住関係等、区分所有関係に特殊な事情を理由とする共有法理の修正という観点 区分所有関係における団体的拘 従来の単独所有お

化を招いていることが指摘されている。 し実状に即した議論は必ずしも十分になされておらず、その性格の曖昧さゆえに、 なき社団もしくは民法上の組合であると把握された上で、 この点、 建物の区分所有等に関する法律三条は、区分所有者全員による管理のための団体の構成を規定し、この団体の法的性格は解釈上、 同法四七条がこの団体の法人化への途を設けている。 団体 (管理組合)・管理者・個々の区分所有者間の法律関係の複雑 しかし、 区分所有者の団体の本質ない 権利能力

おける区分所有者の団体のあり方への示唆を得ようとするものである。 法改正の前後において展開された、住居所有権の法的構成および所有権者の団体の法的性格とその権利関係をめぐる議論を辿ることにより、 本報告は、ドイツの区分所有法に当たる住居所有権法が、二〇〇七年の改正において住居所有権者の団体に部分的な権利能力を認めたことに着目し、 わが国に

する領域の峻別の必要性が認識されている。 する権限を有すると考える。他方で、住居所有権者の団体が、管理のための団体と共有者の集団としての二面性を有することが指摘され、 る。その上で、 ド イツ法は、住居所有権者の団体を既存の団体概念に該当しない「特殊な団体」と位置づけ、この団体に管理に関する事項につき権利能力を付与す ドイツの学説は、実体的には各住居所有権者に帰属する権利についても、一定の範囲においてこれを住居所有権者の団体が一括行使を 両者の出現

以上の議論は、 日本法の構造とその特徴を明確にした上で、 従来のドイツにおける住居所有権の本質論および民法の団体法を前提にどのように展開されてきたのか。ドイツ法の基本的構造 区分所有権の法的構成および区分所有者の団体の位置づけを考察する。

# 参考文献

拙稿「区分所有者とその団体の法的関係に関する一考察 (一)(二・完)」早稲田法学八三巻四号一四一 頁(二〇〇八年)、 八四卷二号一九三頁(二〇〇九年)。

## (2) 第 二 部

# ア 損害賠償法における素因の位置

小樽商科大学准教授 永 下 泰 之

れていない。 べき理由は、 の素因を斟酌することが 斟酌することには反対する見解とが鋭く対立している。現在のところ、 いる感がある。 二二条二項を類推適用するとの判例法理が確立している。他方、学説では、被害者の素因を原則として斟酌すべきとする見解と被害者の素因を当然に 不法行為と被害者の素因とが競合し損害が発生ないし拡大した場合、 加害者と被害者との間での損害の「公平な分担」にあるところ、 第二には、 「公平」であるか否かという極めて高度な(政策的) 素因の斟酌を認めたとして、 いかなる法律構成によるべきかについても種々の見解が唱えられており、 後者の見解が有力であるといえるが、ここでの議論の焦点は、 わが国では、 評価の点にある。すなわち、 いかなる「分担」をもって「公平」とみるかについて見解の一致が見ら 素因を斟酌して賠償額を減額することができ、その際には民法七 判例法理によれば、 被害者の素因を斟酌す 議論が錯綜して 第一に、被害者

部分の損害が加害者に帰責される(されない)のはなぜかという基本的な問いに、今一度正面から応答する必要があるだろう。 そうすると、被害者の素因が損害の発生ないし拡大に競合したとしても、 として浮上しており、この問題は責任成立レベルにおいても問題となるからである(むろん、なにをもって「標準的」とするか自体も問題である。判 標準的な「被害者像」を措定するかという点につき、そもそも不法行為法というシステムにおいていずれの立場を前提とすべきであるかが現代的問題 因は、効果論においてのみ考慮されるものではない。というのも、 とりわけ、第二の点については、 「個人差の範囲内」の素因を有する者も「標準的」被害者と措定しているものと解される(最判平成八・一〇・二九民集五〇・九・二四七四))。 近時の傾向として、 もっぱら「減額(または減責)」という効果のレベルで議論されているのであるが、被害者の素 被害者として、素因を有する者を含む多様な「被害者像」を措定するか、あるいは (一応) 責任は成立するというのであれば、素因によって発生ないし拡大した

本稿は、以上の問題意識を出発点として、ドイツ法における被害者の素因の位置づけを再検討することにより、 効果論のみならず責任成立レベルを含めて横断的に素因減責論を再考し、 損害賠償法における素因の位置づけを試みるものである。 わが国における素因競合の問題につ

# 参考文献

号二五頁 拙稿 「損害賠償法における素因の位置 (以上、二〇一二年)。 5 (四・未完)」北大法学論集六二巻四号二五頁 (二〇一一年)、六二巻五号三五頁、 六三卷一号一〇三頁、六三卷三

# 1 フランス法における非財産的損害の把握 人身損害賠償における項目設定に着目して

大阪府立大学准教授 住 田 守 道

後遺障害慰謝料が区別され、 判例の不統一への懸念が示されていたところ、戦後には、交通事故訴訟を対象に算定基準が設けられた。この基準では、死亡慰謝料、傷害慰謝料及び 日本民法典はその施行以来、 算定対象が一応明らかにされる一方、それ以外の事情を裁判所が考慮することは禁止されていない。 精神的損害の賠償を認め、その金銭的評価を裁判官の裁量に委ねるという方法が初期の判例で確立された。その後、 裁

て見られる。 情を明示し考慮するものも散見されるとはいえ、考慮の仕方は一様ではなく、また「一切の事情」を斟酌するとして内容を示さない裁判例も依然とし しかし実際には、基準外の事情の考慮に否定的な判決や、斟酌内容を明らかにしないものが報告され、問題視されてきた。近時の裁判例には特殊事

探ることを目的とする。 として当然視されながら必ずしも具体化されていない精神的損害の把握方法を考える上での一つの素材として、フランス法実務の展開の原因や背景を る精神的損害がより具体的に捉えられ がある。諸外国の対応は様々であるが、 ここには、裁判官の自由な決定にどこまで委ねるべきかという問題のほかに、 (複数の項目設定)、項目の設定の是非やその構造論に学説の議論が及んでいる。 中でもフランスは、 精神的損害の賠償に寛大な態度を示しており、 如何なる被害を如何に評価の対象として捉えていくべきかという課題 特に人身侵害の直接被害者生存事例に関す 本報告は、 我が国では算定事由

# 麥考文献

七巻四号八三頁 (二〇一二年)、五八巻二・三・四号一三頁、 九号一二一頁 同「フランス人身損害賠償と Dintilhac レポート」龍大社会科学研究年報四〇号一四八頁(二〇一〇年)、同「人身侵害における非財産的損害の賠償」 拙稿「人身損害賠償における非財産的損害論(一)~(三・完)」法雑五四巻一号三○一頁(二○○七年)、二号六○○頁、三号一七二頁(以上、二○○八年)、 (有斐閣、二〇一一年)、 三五五頁 (日本評論社、 同 二〇一二年)、 「交通事故慰謝料 同「フランスの薬害等における非財産的損害の賠償 (特に後遺障害慰謝料) 算定と、 五九卷一号二一頁(以上、二〇一三年)。 非財産的損害の原因の構造について」 [その1・HIV感染被害] (一) ~ (三・完)] 府経五 池田恒男=高橋眞編『現代市民 交通法研究三

# ゥ 不法行為法による経済的利益の保護とその態様 「純粋経済損失」 概念の意義に関する一考察

沖縄大学准教授 吉本篤人

のに対し、 償の場面において、 てきた。 一較法研究の成果は、 純粋経済損失とは、 前者の国々 後者の国々 同損失に対する契約責任を原則否定するという出発点を採用する国々は見出せない。 (英独が代表的) 「被害者の人身又は財物に対する物理的加害を媒介することなく、被害者の一般財産に生じた金銭的損失」 欧州の不法行為法がこのような損失概念を認める国々と、このような損失概念を知らない国々とに大別されることを明らかにし (仏が代表的) では、 では、 純粋経済損失に対する過失不法行為の成立を原則として否定するという立場(責任否定原則)が採られる 人身侵害や物的毀損の場合と外観上区別しないという立場が採られている。 他方、 契約法に基づく損害賠 のことをいう。近年の

たな展開を素描し、過失不法行為責任が問われる場面との異同を分析する。 為責任が肯定されることがある。この分野における「故意」の意味、 不法行為法においても、 背景にある実質的な理由はどのように説明されるのか、という点を詳らかにすることを第一の目的とする。 原則が維持されているとするならば、 本報告は、 前者の立場に属するイギリス不法行為法を素材として採り上げ、純粋経済損失という損害概念の下で何が議論されているのか、 故意を要件とする一連の経済的不法行為と呼ばれる分野においては、 人身又は財物に対する物理的加害を媒介したか否かによって過失不法行為の成否が左右されるのは何故か、その 並びに侵害された経済的利益の種類に着目しながら、 一定の要件を加重した上で純粋経済損失に対する不法行 第二に、 責任否定原則を採用するイギリス 近時のイギリス判例法の新 責任否定

られる場合に考慮される諸因子を抽出することを試みる。そこで得られた知見から、日本における従来の議論は、第三者による契約侵害に焦点を合わ せるのみで、契約上の権利よりも権利性の弱い経済的利益の保護をどのように不法行為法で図るのか(あるいは図らないのか)という点については、 方を視野に入れて、 十分な議論が展開されなかったのではないかという指摘を行うと同時に、 第一と第二の検討を行うことで、イギリス不法行為法による経済的利益の保護の在り方を明らかにし、不法行為法によって経済的利益の保護が与え 不法行為の成否を論じていくべきことを提案する。 経済的利益の種類と加害行為の態様 (故意の濃淡や不法手段の有無等)

## **参考文献**

学法経学部紀要一九号二五~五三頁 学法経学部紀要一六号二五~四二頁(二〇一一年)、 拙稿「イギリス判例法における『純粋経済損失』 ·イギリス法における議論を中心に」 (二〇一三年)。 法律論叢八三巻 に関する序論的考察」法律論叢八二巻一号二二七~二九二頁 拙稿「不法行為法による経済的利益の保護とその態様(一・未完) 一号二六九~三〇二頁 (二〇一〇年)、 拙稿「『純粋経済損失』 (二〇〇九年)、拙稿 『純粋経済損失』 概念の意義に関する一考察」 「『純粋経済損失』 の様相 に関する学 沖縄大

金銭的評価という三段階の判断枠組が示されて今日に至っている 従来の不法行為効果論においては、 差額説と相当因果関係説とを基軸とする従来の通説を厳しく批判する見解により、 事実的因果関係・ 保護範 囲

そこで帰せられた責任の内容確定の問題である。 容の責任を負うかという問題(責任内容)との区分にあると考えられる。前者は帰責の問題であるのに対し、 行為者がどこまでの権利侵害について帰責されるかという問題(責任範囲)と、そのようにして帰責された権利侵害について、 その枠組の基点となる「損害」概念としては「最も上位の被侵害利益」が措定され、 前者については賠償範囲論として議論の蓄積がある一方、後者についてはこれまで十分な理論的検討 事実上権利侵害と重なることからすると、 後者は帰責判断が終了した段階における、 行為者がどのような内

がされてきたとは言いがたい。

幹的部分を解明することを目的とする。 の結論に至るまでの「規範的評価」を明らかにする必要があり、そうした視点を重視する規範的損害論のアプローチ自体には、 合目的的と考えられる。本報告は、物損・人損といういわば古典的・普遍的な類型を素材として、こうした規範(「責任内容確定規範」)の基本的 と、「損害」概念自体からはあえて距離を置き、「損害賠償責任の内容はどのような規範に基づいて確定されるのか」という点を直接に検討することが この点につき手がかりとなるのは、いわゆる「規範的損害論」と呼ばれる一群の見解である。 規範的評価の解明を重視していけば、「損害」概念は、 そうした規範的評価を経て得られた結論に対するラベリングに過ぎなくなる。そうする 責任内容論に関する実体規範を探求する限りは、 疑いの余地がない。もっ 一定

である。そこで、 意識する必要がある。そして、こうした制度目的理解に関わるものを含んでいる点で重要と考えられるのが、ドイツにおける損害賠償法をめぐる展開 おいては、とりわけ権利論を初めとして、様々な角度から不法行為制度目的論が展開されてきている。そこで、 責任内容確定規範のあり方は、不法行為法によっていかなる目的が実現されるべきかという点と密接に結びついていると考えられるところ、 本報告では、 ドイツ損害賠償法を素材とした検討を行い、 日本法における責任内容論についての解釈論的提言につなげる。 上述の検討の際にはこれらとの関連を

# 参考文献

拙稿「不法行為法における責任内容確定規範の考察 未完」法学論叢一七二巻三号一頁以下 (二〇一二年)。

# (3) 第三部会

# ア 代理権濫用論――本人による監督措置不作為の場合を念頭に置いて

下関市立大学准教授 平 山 也寸志

と相手方間の態様にのみ着目する解決といえる(最判昭和四二年四月二〇日民集二一巻三号六九七頁他多数)。 相手方が、代理人の背任的意図を知りうべきときは九三条ただし書類推適用により、 代理権濫用概念は一義的ではないが、代理権の範囲内で背任的意図をもってなされる代理行為が共通に念頭に置かれる。 代理行為の効果は本人に及ばないとするが、 代理権濫用につき、 この解決は、 代理人

1999.6.29 判決)、車の販売代金の平面でBGH一九六八年三月二五日判決の趣旨により解決したと解される下級審の裁判例 OLG München1995.4.25 が出 る。この判決後、 し…取引から生ずる本人に対する請求権は、場合によっては、一定の部分についてのみ理由があると見なされなければならない」(一九六八年三月二五 しえた場合には、 日判決:BGHZ50,112ff)旨、 他方、ドイツ連邦通常裁判所には、 行為の損失的な効果をこのような場合には、本人と契約相手とに、 BGH一九六八年三月二五日判決に言及し、 本人の保護は全部または一部、 判示し、本人の代理人に対する監督措置の不作為を代理行為に基づく履行請求権の平面で評価する可能性を示すものがあ 「本人が、代理人に対する必要な監督を怠ったために、代理権の濫用という事態に至りえたことを契約相手が BGB二四二条により失われる。…信義誠実の原則の思想の特別な刻印であるBGB二五四条の法思 事案の下では本人の代理人に対する監督の不作為を非難できないとしたもの 各々の側に存在する過失(Verschulden) の割合によって分配することに帰着

殺的処理等を提唱し、議論全体の抜本的な見直しを提案している。 理・機関代理」とに類型化し、それぞれ別異に法的処理し、理論構成する見解を主張する。また、中島秀二説は、代理人と本人との関係ないし、かか わりあい方が特に帰責性ないし代理危険の観点から考慮されなければならないことを指摘し、付随義務違反に基づく損害賠償請求権の平面での過失相 わが国の学説において、本人の態様を法的処理、理論構成に反映させる流れがある。福永礼治説は、本人の関与可能性から「法定代理」と「任

ることを知りうべきであったという「過失」ある場合につき、all or nothing 的な硬直的な解決を避け、 代理権濫用法理において探ることを目的とする。 本報告は、以上の学説における流れを受け、さらに一歩を進め、 本人に監督措置不作為ある場合、これを評価し、 より柔軟な解決をとりえないか、 更に、 相手方が本人に損失が生ず その可能性を

# 参考文献

関する一考察 ツ的解釈法学全盛期の学説の検討を中心に 「代理論史 代理権濫用論を中心として――」水本浩=平井一雄編 -代理人に背任的意図がない場合-─ 」下関市立大学論集四八巻三号三一〜四五頁(二○○五年)、「ドイツにおける代理権濫用と過失相殺的処理に関する ---| 獨協法学四六号二三三〜二八六頁 ( 一九九八年)、「代理権濫用論と代理の法的構成との関係の検討· 『日本民法学史・各論』 四一~九八頁 (信山社、一九九七年)所収、「代理権の客観的濫用に

理権濫用論の検討」中四国法政学会誌第二号三三~三三頁(二〇一一年)、「民法(債権関係) 理権濫用と相手方保護範囲-判例の概観 産法の新動向 〜二五頁(二○一一年)、五六巻一号一七〜二六頁(二○一二年)、「ドイツ代理法 二二頁(日本評論社、二○一一年)所収、「代理権濫用と相手方保護範囲」椿寿夫=伊藤進編著『代理の研究』三四六~三六○頁(日本評論社、二○一一年)、「代 (1) · (2) · (3 · 完) 平井一雄先生喜寿記念』六〇一~六三六頁 ――ドイツにおける過失相殺的処理の諸議論を参考に -代理権濫用と過失相殺的処理再論序説-(信山社、二〇一二年) 所収。 ──」比較法研究72(二○一○年)一九九~一九九頁(二○一一年)、「キップの代 −」下関市立大学論集五四巻一号一九~二六頁(二○一○年)、五五巻二号一三 ―代理の法的構成論を中心に」椿寿夫=伊藤進編著『代理の研究』五九八~六 改正における「代理権濫用」の明文化の検討の覚書」清水元他編『財

# 1 イギリ

# ――国際的潮流である「自己決定支援」の発想からみた代行決定制度の再考への示唆えの成年後見制度に関する比較法的考察

法政大学教授 菅 富美枝

よって、本人自身が決定できるように環境整備を行うことを指す。この中核にあるのは、判断能力の程度を問わず、 いては真の意味での する意思疎通方法 昨今の国際的な潮流として、 に至る前段階としての「自己決定支援」に比重を移している。ここで、 (例 手話、 「法的主体」として) 絵、写真、キーボードの利用)を用いたり、 国連障害者権利条約をはじめとする世界の動向は、 再定置する思想、すなわち、「本人中心 情報を細分化したり、日を改めて繰り返し説明するといった周囲の努力に 自己決定支援とは、主として、懇切丁寧な情報提供、特に、本人が得意と 成年後見人の任務として、代行決定(典型的なのが、法定代理権行 (person-centered)」主義の発想である。 本人を決定の「主体」として(ひ

することが求められている。さらに、「ベスト・インタレスト」に適った決定を見つけるにあたっては、本人の継続的関与を保障し、また本人をよく知 地を残すという構造をとっている。その際、「代行決定者」には、本人らしさを十分に反映させた「ベスト・インタレスト」に適った決定を探し、実施 対する優先性」、 法(the Mental Capacity Act 2005)である。同法は、「判断能力の存在推定原則(=意思無能力判断の時間的、対象的限定)、「自己決定支援の代行決定に る人々からできるだけ多くの本人(に関する)情報を集めた上で結論することが求められている。 現在、こうした考え方を最も徹底させているのが、イギリス(以下、 具体的には、 狭義の 「代行決定段階における本人関与の継続性の担保」、「本人に基準を置いた『最善の利益』の追求」を基本理念に据えている。 「後見」(=代理)概念にとらわれることなく、「自己決定支援」姿勢を優先させながら、 本報告では、イングランド及びウェールズを指す) 必要最小限の範囲で「代行決定」の余 の二〇〇五年意思決定能力

にある「本人中心主義」 正時に導入された「自己決定の尊重」等の新理念や、これに基づく民法八五八条の本人意思尊重義務の存在を考え合わせるならば、イギリス法の根幹 ·方、我が国の成年後見制度は、直接的な形では自己決定支援の仕組みを知らず、代行決定型の代理権を中心に構築されてはいるが、平成十一年改 の発想を生かした解釈論を容れる余地も十分にあると思われる。

本報告では、 将来のこうした解釈論の展開を見据えて、イギリス二〇〇五年意思決定能力法の基本理念、 原則、 概要について分析し、

ザイン』(二〇一三年、法政大学出版局)、拙稿「民法八五八条における「本人意思尊重義務 ○号一五三~一七七頁 『イギリスの成年後見制度にみる自律支援の法理』(二○一○年、ミネルヴァ書房)、大原社会問題研究所・菅富美枝編 一の解釈 本人中心主義に立った成年後見制度の実現」 『成年後見制度の新たなグランド・デ 一法政論集二五

# ゥ 契約不履行と第三者 **―フランスにおける「契約の対抗」** 理論の意義

同志社大学准教授 荻野 奈緒

どのように解決されるべきかという問題もある。 がって、第三者や契約当事者の責任の実質的な根拠については別に検討されなければならない。さらに、契約当事者と第三者との間の紛争が具体的に 三者が契約規範を尊重しなければならないことや契約不履行が第三者との関係でも違法と評価されるべきことを当然に含意するものではない。した るのではないかが問題となる。 ことや、契約不履行によって損害を被った第三者の損害賠償請求を認めることは、「契約は他人を害さない」「契約は他人を利さない」との原則に反す 解決されているが、いずれの場合にも、 事態や、契約の不履行が第三者に損害を生じさせる事態が生じている。これらの場合に契約当事者と第三者との間で生じる紛争は不法行為法によって 今日の複雑な取引社会では、契約は当事者以外の者と無縁の存在ではありえない。具体的にいえば、契約の履行が第三者の行為によって妨げられる また、これらの場合に第三者や契約当事者の不法行為責任を認めても契約の相対性原則に反しないと考えることは、第 契約の相対性原則との抵触が問題となる。すなわち、契約不履行に関与した第三者に損害賠償責任を負わせる

要なのではないか。 ている。このような微視的な検討が重要であることはもちろんであるが、その前提としてあるいはこれと並行して、より巨視的な検討を行うことも必 日本では、契約の相対性原則との抵触という問題はあまり論じられておらず、 その他の問題については具体的な紛争類型ごとに個別の検討がなされ

報告では、同理論の意義について検討を加えるとともに、フランス法から日本法にどのような示唆を得られるかについて考察したい。 以上の問題意識からすれば、 「契約の対抗」 理論によって契約の第三者に対する効果を基礎づけようとするフランスの議論が注目される。そこで、本

## **彡考文献**

不法行為責任\_ ンスにおける『契約の対抗 **荻野奈緒「運送人の第三者に対する不法行為責任と運送契約上の責任制限の対第三者効」同志社法学六○巻七号六五一頁(二○○九年)、** 松川正毅ほか編 理論の一断面 『判例にみるフランス民法の軌跡』二四七頁 同志社法学六五卷二号掲載予定 (二〇一三年)。 (法律文化社、二〇一二年)、 同 「引抜き事例にみる契約侵害論の意義と限界 同 「契約の第三者効と ーフラ

missaire aux comptes)」があるが、その民事責任追及訴訟がディープ・ポケット訴訟の傾向にあることは、早くから指摘されてきた 事案が増えつつある。これに対してフランスには、株式会社等の計算書類等の法定監査 エンロン事件をはじめとする世界的な会計不祥事に続く、監査人の責任に関する議論の高まりを受け、 (監査証明を含む)を行う職業専門家として「会計監査役 近年日本でも、 監査人の民事責任を追及する

れるわけではない。判例・学説は、監査・監査証明の任務を「手段債務」と解し、 計監査役のフォートは、 た場合にそのフォートを認定するにすぎない。 一一七条)。この責任の法的性質は不法行為責任であり、 会計監査役は、被監査会社および第三者に対し、 会計監査役が不正(粉飾決算、 職務の遂行におけるフォートによって引き起こした損害について責任を負う(仏商法典L・八二二 会社資産の横領) 責任要件であるフォート・因果関係・損害の立証責任は、原告が負うものと解されている。 や誤謬を発見せずに計算書類を監査・監査証明したことにより直ちに認めら 通常の会計監査役がつくすべき注意義務を会計監査役が果たさなかっ

場している。損害が「機会の喪失」にすぎない場合には、その額は、原告が実際に被った損害額よりも低く算定される。 とえば被監査会社の経営者)と全部義務を負うことになる。もっとも、 計監査役の監査が不正を発見したかは確実でないとして、会計監査役が引き起こした損害は不正を発見する「機会の喪失」にすぎないとする判例も登 で責任の分割が行われるため、 寄与した場合にはこれらの者は全損害について責任を負う(「全部義務」)というのが原則であるため、 会計監査役が監査の任務を負うにすぎない以上、 判例はたとえば、会計監査役と、不正の実行を可能にした被監査会社との責任の分割を認めている。近年ではまた、会 会計監査役のフォートは原告が被った損害の唯一の原因ではない。 損害の発生に「被害者のフォート」も寄与した場合には被害者と加害者との間 原告の損害について会計監査役も、他の者 複数の者が同一の損害の発生に た

# とづくものではあるが、 以上のようにフランスでは、 監査人の責任を限定するという考え方は、 会計監査役の民事責任を限定する判例・学説が形成されてきた。こうした責任の限定手法はフランス法固有の理 日本における監査人の責任に関する議論の参考になるものと思われる。

## **多考文献**

法政理論四四卷四号一六二頁 (二〇一二年) 号九九頁 (二〇〇五年)、 者のフォート』-拙稿「フランスにおける会計監査役の任務と民事責任 一破毀院商事部二○○九年三月三日判決\_ 一号九七頁 (二〇〇六年)、 」 国際商事法務三九巻八号一四二頁 (二○一一年)、同「フランスにおける会計監査役の対会社責任 (一)\_ 八四卷一号一一一頁 会計監査役のフォー (二〇〇八年)、 同 (faute) に関する判例の分析を通じて-「会計監査役の対被監査会社責任と被監査会社における

脆弱さを狙って仕組まれる病理現象である。 なコントロールのための注意も希薄になりやすく、目的物が存在しない架空取引に発展する可能性を内包している。 た取引形態として捉えられるが、介入取引は、介入者は目的物の選定に関与せず、 循環取引とは、売買や請負等が連鎖して最初の売主等が最終の買主等と同一になる取引をさすと通常理解されている。 物流・引渡にも関与しないため、 循環取引はこのような介入取引の 目的物に対する関心または実質的 循環取引は介入取引が連続し

ない」という問題点を指摘できる。 法的判断の枠組みが確立しておらず、 該当するかについて統一した考えが確立していない」という問題点、第二に、第一の概念のブレが存在するために、 本報告は循環取引の取引法の側面を取上げるが、本報告の問題関心からは、循環取引の取引法の側面に関する裁判例には、第一に、 契約の有効性の争点に関わる重要な事情である「循環取引であることを認識していたか否かの判断に関わる事情 同一・類似事案であっても、 裁判所の判断は区々となる」という問題点、 第三に、 「循環取引についての争点に対する (間接事実)が十分に考慮され 上記の二つの問題点があるた 「何が循環取引に

関する法的争点、目的物の引渡に関わる法的争点についての判断を示している。 比較的網羅的に取り上げられているうえに「相当量の循環取引が含まれることの認識・容認」という枠組みを設定し同枠組みを用いて契約の有効性に 以上の検討のために、本報告は、 東京地判平成二二年六月三〇日金融商事判例一三五〇号四八頁に注目する。 同裁判例は循環取引についての論点を

質的な要件を法的争点についての判断枠組みとして用いることで、 通じて検証する。 と「売買代金に見合った価値を有する目的物が存在せず、またはそのような目的物の引渡を予定していない取引」という実質的な要件とで定義し、実 本報告は、同裁判例から得られる示唆をもとに、循環取引を「売買契約が連鎖して最初の売主が最終の買主と同一になる取引」という形式的な要件 一〜三の問題点を克服し、統一的な判断が可能となることを過去の裁判例の分析を

# **多考文献**

「循環取引の実務対応」 (民事法研究会、二〇一二年)、 「相当量の循環取引が含まれるとの認識・容認というフレームワーク(上)(下)」判例タイムズ一三四九、

一三五一号 (二〇一一年)。

# (4) 第四部会

# 7 少 数派株主保護の法理 抑圧および不公正な侵害行為の救済制度と株主代表訴訟制度による救済

九州共立大学准教授 森江 由美子

が問題となる。 務執行を通じて、 の立場をとくに配慮する必要はない。ところが、多数派・少数派株主の地位が固定化し、両者の利害が対立する場合、 株式会社においては、 多数派株主が、 資本多数決制度が採用されているため、反対少数派株主も総会決議に従うことになるが、 制度上恒常的に少数派株主の利益を犠牲にし、 専ら自己の利益を追求する危険性が存在するため、 通常、 株主総会の決議および会社 決議過程において少数派 少数派株主の保護

ある。しかし、閉鎖的な会社においても、株式会社における資本多数決制度に則った利害調整が行われるため、多数派株主からの侵害を受けた少数派 メリカの抑圧救済制度、 株主の意思は、その会社の意思形成に反映されにくいことになる。このような場合、 いの人的信頼関係に基づいて会社の役員あるいは従業員として直接経営に参画していることが多いため、 そこで、本報告では、 とくに株主の変動があまり考えられていない閉鎖的な会社において、このような危険性がより大きいと考えられる。 多数決原則の弊害を修正し少数派株主を保護する制度である、イギリスの不公正侵害救済制度、および株主代表訴訟制度、ア および株主代表訴訟制度の少数派株主保護機能に関する研究成果を報告するものである。 わが国においては、少数派株主を救済する制度が万全ではない。 株主間に様々な利害衝突が起きやすいからで 閉鎖的な会社では、 株主は、互

あるべき姿を探求し、 おいて、 イギリスの不公正侵害救済制度と株主代表訴訟との関係、およびアメリカの抑圧救済制度と株主代表訴訟との関連性を、 るのが通例であるが、これまで、とくに株式会社の損害を回復する制度と理解されてきた株主代表訴訟の少数派株主保護機能に着目して研究を進め、 少数派株主保護についての研究としては、両国のそれぞれ固有の制度である不公正侵害救済制度および抑圧救済制度を個別に検討する方法がとられ それぞれの国の制度全体を捉え直して考察を行う。さらに、 わが国の少数派株主保護について示唆を見いだしたい。 この二国間の法制度・法理論を比較検討することにより、 少数派株主保護という文脈に 少数派株主保護制度の

# 参考文献

治』第六二巻第三号三五~一二一頁(二〇一一年)、第六二巻第四号一~四三頁(二〇一二年)、第六三巻第四号五一~九三頁(二〇一三年) 拙稿 「少数派株主保護の法理 |抑圧および不公正な侵害行為の救済制度と株主代表訴訟制度による救済(一)(二)(三・完) | 関西学院大学法政学会

# イ 金融商品取引所のコーポレート・ガバナンス規制と金商法

南開大学専任講師 温 笑 侗

内外の機関投資家などから、 至っている。コーポレート・ガバナンスに関する取引所の自主規制と制定法の相互関係について、 敵対的買収防衛策や第三者割当てなど、 いはソフトローの活用といった問題意識の高まりを受け、取引所によるコーポレート・ガバナンス規制が注目されている。現に、 経営裁量の自由と取引の柔軟性が拡大する一方、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保が深刻な問題になっている。最近、アメリカ、EU、及び くされていないところが多い。 コーポレート・ガバナンス規制は基本的に会社法上の問題として取り扱われてきた。しかし、近年、 日本企業とりわけ上場会社のコーポレート・ガバナンス向上の要請を受け、さらには、 コーポレート・ガバナンスに深く関係する事項について、きわめて重要な取引所ルールを策定し実施するに 研究が深まりつつあるが、必ずしも議論が十分に尽 会社法の自由化・規制緩和の拡大に伴 国家制定法による規律の限界ある 東京証券取引所は、

である。 とができるか、②もしできるとすれば、 取引所規制の関係に着目して、 そこで、本報告では、 アメリカ及び中国の経験を踏まえ、金融商品取引法 取引所のコーポレート・ガバナンス規制は、 かかる授権は、 具体的に取引所のコーポレート・ガバナンス規制にどのような影響を与えるかを検討するもの ①金商法の授権を受けて、 (以下「金商法」という) の目的及び証券規制システムにおける金商法と 政府機関による監督に服する規制形態をとるこ

# 参考文献

レート・ガバナンス規制の構造と実態」ソフトロー研究第二一号六一~八二頁(二〇一三年)、 拙稿「アメリカ証券取引所のコーポレート・ガバナンス規制」ソフトロー研究二○号一三七~二○五頁(二○一二年)、 拙稿「取引所の自主規制と国家権力」ソフトロー研究二二号(二〇 拙稿 「中国における取引所によるコーポ

# ウ 手続的側面を重視した少数株主締め出し規

**畝**大学専任講師 伊藤吉洋

こと等についての機会を享受できる。 織再編等が行われる可能性を増すことになる。その場合、締め出される少数株主も、 締め出し取引によって支配株主が少数株主を排除することを認めることは、重複事業の統合や開示費用の節減等を通じて、 市場価格以上の価格で、自身が保有する対象会社株式を売却する 企業価値を増大させる組

て、以上のタイミング選択の問題に直面する少数株主が頼りうる救済措置の実効性がないのであれば、多くの投資家は、 た直後のタイミングで、当該市場価格に対して若干のプレミアムを上乗せした価格を少数株主に提示する可能性がある(タイミング選択の問題)。そし がら当該取引の対価を決定しうる立場を利用して、対象会社株式の市場価格が本質的価値よりも低くなっているタイミングまたは低くなるよう誘導し 他方で、支配株主は、 のある会社に対する投資を差し控えることになりかねない 締め出し取引において資金の流出をできるだけ抑えたいと考えるであろう。したがって、対象会社の (投資家の投資抑制の問題)。 締め出し取引が行われる可能 (内部) 情報を利用

という現状にある。そのような現状においては、一定の手続を行うべきという要求を締め出し取引に介在させながら事後的な救済措置を運用していく が原因となって、少数株主にとっても実効性があるとは言えないものであり、 ことで、予測 しかし、少数株主が頼りうる事後的な救済措置は、裁判所がどのように判断するかについての予測が困難であること (不)可能性等の問題が原因となって生じる当該救済措置の実効性のなさの問題を、一定程度解決することが可能になる。 支配株主にとっても締め出し取引の実施への阻害要因となりかねない、 ( 予 測 不 可能性の問 箬

について、実際に当該手続によって対処できるかどうか、という点である。 の投資抑制の問題の根幹であるタイミング選択の問題等と、取引当事者等にとって有益な取引である可能性のある、 次に、締め出し取引においてどのような手続が行われるよう要求するべきか等について詳細な検討が必要となる。 締め出し取引の実施阻害の問題と その際に最も重要なのは、

可能性を確保できる程度の) 本報告では、アメリカにおける議論を参考にして、以上の検討を行い、 標準的な手続を提示することを試みる。 少数株主の締め出し取引において行うよう要求されるべき、

# 参考文献

年)。

拙稿 「手続的側面を重視した少数株主締め出し規制(一)(二)(三・完)」法学七六巻二号一八頁、三号六八頁(二○一二年)、 七七卷二号一二七頁(二〇一三

# 工 米国 金融改革法を中心とする国際金融法制の展開と日本への `影響 法と実務の

日本大学教授 藤 Ш 信 夫

& A における域外適用ルール統一化・秩序形成とメルクマール鼎立など。経済法との接点でもあり、 とドッド・フランク法の交錯ならびに我が国ガバナンス概念の変容の可能性、⑩行政手続き導入と迅速化に向けて破綻処理法制への影響、 支配少数株主による非公開化・株主間差別化、⑨国際不正に対するグループ・コンプライアンス体制構築と域外適用、 原則ならびに取締役の責任等、 ル等の域外適用と差別的跛行性・意図せざる帰結に対する修正、 の法・実務などに与える影響を考察すると共に、 不透明で神経質な展開を見せる中、 国内法化のみならず、ビジネスモデル、リスクマネジメント・ガバナンスなど企業経営面へも広範囲かつ複雑な様相を呈する。 ローなどの考察も不可欠となる。 ンス改革とリスクマネジメント(ERM)ならびに銀行持株会社経営、⑧金融危機後のガバナンスのコンバージェンスならびにローカル・ガバナンス、 つ総合的な検討を加えたい。 ンプライアンスなどいずれも域外適用の問題にも連関する。長年、 ドッド・フランク法に関しては、 通常監督とソフトロー・ミックス、 経営判断原則 銀証分離など銀行経営面の大きな観点を交え、 ①我が国の金融規制全般、 ⑥米銀の内部統制につき、会社法の要求と実務で展開した内部統制の整合性・射程範囲のずれ 議論が活発化しつつある現在、 各国規制当局ならびに金融機関側の対応が注視される。本報告は、同法などの問題点を改めて整理すると共に、M 既に多くの解説もなされ、 ③規制導入によるパラドックス・ジレンマとして、シティグループ 関連して域外適用ルールの統一化などの展望についても議論を試みる。 上場会社への間接的影響などのほか銀行経営の影響、 論点が指摘されている。 精緻化・進展を図り、 ④ソフトロー等による改革とエンフォースメント、 政府系金融機関の融資・審査、格付機関業務等に携わった経験も踏まえ、多面 揺れ動く同法の帰趨と展開を中心に検討する。 分量、領域の大きさ故に及ぼす影響も域外適用あるいは 残された課題の考察を進めていきたい。 国際的エンフォースメントとして執行管轄権、  $\widehat{\mathbf{N}}_{\mathbf{Y}}$ ②銀証分離と域外適用の交錯につきM& 長期・多角的視野からみた我が国 ⑤ドッド・フランク法と経営判断 ヒヤリングを基にボルカー・ル コンプライアンス・プログラム ガバナンス、 (吟味の規準)、⑦ガバナ 同法の成り行き自 M & A 実質的

(二〇一一年)。

国際金融法制の展望と新たな統合的リスク管理ならびにガバナンス体制構築に向けて」奥島孝康先生古希記念論文集第一巻 スク・ガバナンス・ 訴訟事件と関連事案の検討ならびに米国の比較法的研究を通じて-金融法制の新潮流 (二○一三年)、「米国ドッド・フランク法における銀行持株会社ならびにM&A取引規制等にかかる考察」日本法学第七八巻第一号(二○一二年)、「金融危機後の 「国際取引における域外適用ルール統一化ならびに秩序形成に向けて」日本法学第七九巻第一号(二〇一三年)、「域外適用と銀証分離の交錯 規制強化とコンバージェンスならびに忠実義務などを通じた株主間差別化に向けて 政経研究『奥村大作教授古希記念』第四九卷第四号 (二〇一三年)、 —」 法学紀要第五四号 (二〇一三年)、「米国金融規制改革法など国際金融法制における新たなり 「銀行取締役の追加融資責任に関する考察-—」 政経研究 『高木勝 《下篇》 一教授古希記念』 『現代企業法学の理論と動態 東和銀行損害賠償請求等

;

IIワークショップ資料(二〇一三年一〇月一二日)

# ワークショップ

# 私法統一のもたらす価値

報告者 北海道大学教授 曽 野 敬夫

東京大学教授  $\mathbb{H}$ 

いうことはきわめて実践的な課題となっている。 的形成とその運用にどのように対峙していくべきか――つまり、 私法の国際的統一に向けた活動は、グローバリゼーションの進展が指摘される中で、その重要性を増すとともに活発化しており、私法ルールの国際 条約であればそれを締結するのか、あるいは国内立法においてそれらをどのように参照するのか、法整備支援でそれをどう活用するか等) ルール形成にいかに寄与するか、作成された法統一文書をどのように活用していくか

てきた。これはもっぱら裁判規範としての法統一文書の価値に着目した議論であるといえる。 拠法決定の不確実性の除去や、当事者や裁判所にとって外国法に当たる法が準拠法となることに伴う不利益や負担の除去にあると、 覚的な検討が必要となる。もちろん、従来からこの点についての議論はなされてきており、私法統一の価値は、 その課題に取り組むにあたっては、 そもそも、私法統一によっていかなる価値がもたらされるのか、また、その限界はどこにあるのかについての自 国際私法の伝統的アプローチに伴う準 一般的にはいわれ

券条約)、複数の国によって運用される国際的なスキームの前提として統一的なルールが要求されるもの(例、油濁基金条約)、一定の法律事実の有す うな類型分けをどのような視点に基づいて行うかということ自体、重要な課題であるが、例えば、任意規定の統一(例、CISG)と強行規定の統一 れる価値には多様な類型がありうる。 る効果について相互の承認を行うことに意味のあるもの がもたらす価値にはズレがあるように思われる。さらにいえば、同じ強行規定の統一でも、ルールを設定すること自体に意味のあるもの(例、船荷証 しかしながら、よりきめ細かくみれば、法統一がもたらす価値とその限界には、法統一の類型に応じて多様なものがあるようにも思われる。そのよ (例、外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約)など、私法統一によってもたらさ

材を提供し、上述の実践的課題への対応に貢献しうるような私法統 そこで、このワークショップでは、さしあたり取引法分野を対象として、 一の基礎理論を深化させたいと考えている。 横断的に、 私法統一がもたらす多様な価値とその限界についての議論

ていないメンバーも適宜の補足説明等を行う予定である。 なお、このワークショップは、 左に参考文献として掲げた連載を行っているグループによる研究成果の一端に基づくものであり、 報告者に指名され

三年)、及び一〇〇八号以下掲載予定 連載 「私法統一の現状と課題(一)~ (八·完)」NBL九九八号一二頁、 九九九号五八頁、 一〇〇一号五四頁、 一〇〇二号五七頁、 一〇〇三号六六頁(二〇一

京都大学名誉教授 前 橋田 達 眞 明

司会者

大阪市立大学教授

高

出すためのきっかけとしたいと考える。 ショップでは、各参加者が日常の研究・教育を通じて得た方法論的な問題意識を持ち寄り、建設的な論争を通じて、 く検討する機会も多くなった。その中で、あらためて法の解釈・適用の方法を考え直す必要を感じるに至った会員も多いと思われる。 法科大学院教育が始まって以来、 大学教員も、具体的な事案への法の適用について教えることが必要となり、 また教材として実際の判例資料を詳し 広く共有される法解釈方法を作り 今回のワーク

とその記録を、今後の解釈においてどのように生かすことができるかという点について議論したいと考える。 調査会議事速記録』ほかの立法資料はどのように活用するべきかという問題に加え、 形式的側面」においてとるべき方法、そして両側面はどのようにして統一されるべきかという問題である。 論点は、各参加者が持ち寄ることとしたいが、その端緒として、①法解釈の実質的側面と形式的側面、②立法資料活用のあり方の二点について述べ ①は、法解釈における価値判断を中心とする「法解釈の実質的側面」 一においてとるべき方法、法概念と推論の客観的検証を中心とする「法解釈の 現在進行している債権法改正作業に関連して行われた詳細な議論 ② では、 現行民法の解釈にあたって、

先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論 解釈方法論序説」」大阪市立大学法学雑誌五九巻四号、 四巻一号 前田達明「法解釈への提言」同志社法学五六巻六号、前田達明「法の解釈について」法学セミナー六六〇号・六六一号、前田達明 (以上、前田達明 『民法学の展開』 (成文堂、二〇一二年) 道垣内弘人「いくつかの最高裁判決に見る『○○条の類推』と『○○条の法意に照らす』の区別」田原睦夫 上巻』(きんざい、二〇一三年)所収)。 所収)、前田達明 「法解釈方法論序説」民商法雑誌一四六巻三号、 高橋眞「〔書評〕 「法解釈について」法曹時報六 前田達明「法

立命館大学教授 伊山 東田 研泰 祐弘

慶應義塾大学教授

五六年改正、そして平成九年、 会社法制にあっては、その時々の経済状況の激変に伴う不正な企業運営が明るみに出ることに対応して、明治四四年改正、 一六年改正にあって、会社法秩序の維持のために効果的な規制手段として罰則規定群が整備された 昭和 三五、 四 九

改革は現時点までにはなされていない。 せて追及されうるようになってきた。このような会社法制や経済犯罪に対する刑事行政をめぐる環境変化にかかわらず、会社法罰則について抜本的な の捜査の対象が、 ムの整備が規範的に実施されるようになった。他方、刑事行政にあっても、 経営者の活動の規律につき、 変容し(資本制度)、社会が変容し、規制対象の変化が生じる可能性もはらむような変化(株主権行使に関する利益供与) 会社法制をめぐっては、情報技術・会計処理技術の進展を受けて、 違法配当罪、 経済事件に焦点を定める傾向があると指摘され、耳目を集めた企業不祥事については積極的に刑事事件とされる方向性も見られる。 利益供与罪については、 ハード・ローやソフト・ローにより、 刑事行政の現場でも意識され、 重層的な規制を行うことが意識されるようにもなり、 、従来、 会社法秩序からは抑止されるべきと考えられていた行為につき規制方法が 従来は、 その他、金商法上の刑事事件に関連して、 会社法罰則は威嚇効果のみが指摘されていたが、東京地検特捜部 株式会社では内部統制システ が生じている。また、会社の 会社法罰則上の犯罪も併

という効果論的な発想をする会社法学と、保護法益を明確化することで、会社法罰則編を刑法体系全体から見て調和のとれた体系的なものとして再整理 の皆さんにも参加を呼びかけている。 刑事法学の立場からのコメントをいただいた後、 て形成されているという事情に由来する。 である「会社」に権利能力主体としての資格を付与し規律する組織法 をしようとする刑事法の犯罪論的な発想との違いも明らかとなった。両者の違いは、経済刑法が、市場法、業法、そして、市場における重要なアクター 社法罰則を浮かび上がらせ、 いて会社法学と刑事法学とに共通項が見いだせた。しかし他方で、会社法制の規律のエンフォース手段として「刑事法」が役立つのであれば利用しよう 報告者は、参考文献記載の特集により会社法罰則を検証する機会に恵まれた。そこでは、刑事法による規律の対象や範囲を明確にしようとする点にお 本ワークショップは、 (横の判断) )を行うのに対し、刑事法学は、個々の法体系ごとの閉じた枠を刑法体系を基軸に縦に輪切りし、整序化しようとする(縦の判断)。 具体的には、 会社法制のエンフォース手段として刑事罰を投入する意義を考察することを目的としている。 会社法学と刑事法学との対話により会社法罰則をめぐる横の判断と縦の判断とを相互に検証し、 参考文献記載の企画の成果を基礎に山田が会社法罰則をめぐる問題を報告を行い、 会社法学は、一つの法体系である会社法という閉じた枠の中で刑事罰をエンフォース手段として投入すると 会社法学と刑事法学とが交錯する領域での議論を行う。 (会社法) のそれぞれにエンフォース手段として刑事罰を導入されたことによっ 参考文献の企画に参加した刑事法学の研究者 慶應義塾大学伊東研祐教授に より立体的に会

特集「『取り残された』 会社法罰則の検証」 法律時報八四卷一一号四~五九頁 (二〇一二年)。